

報告第 1 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和 7 年 1 月 31 日付けで専決処分したので報告する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

歩道グレーチング蓋の沈みによる転倒負傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和 6 年 1 月 2 日に発生した歩道グレーチング蓋の沈みによる転倒負傷事故による損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和７年１月３１日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、令和６年１月２日に発生した歩道グレーチング蓋の沈みによる転倒負傷事故に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

９３１，９６６円

２ 事故の概要

令和６年１月２日（火）午前１０時ごろ宰府１丁目１２番前面道路歩道を被害者が歩いていた際にグレーチング蓋が沈んだため転倒し、傷害を負わせた。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険及び本市予算で相手方に全額支払う。